

中間前金払事務フロー

【 受 注 者 】

< 工 事 主 管 課 >

【 逗 子 市 】

< 管 財 契 約 課 >

「工事履行（中間前金払申請用）報告書」を工事主管課へ提出

提出された「工事履行（中間前金払申請用）報告書」の内容について工事工程が、中間前金払申請の要件を満たしていることを確認し、工事監督員による確認印押印後、報告書（本書）を受注者へ戻す

保証事業会社と保証契約を締結

※地方自治法施行規則附則第3条第3項

- 1 工期の2分の1を経過していること。
- 2 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 3 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

「公共工事中間前金払申請書（第82号様式の2）」に「保証書」を添付し申請

中間前金払の可否及び金額について決裁

「公共工事（中間）前金払決定通知書（第83号様式）」により受注者に中間前金払の可否及び金額を通知

決定通知書受領

支払い手続き